

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融
財務省
告示第 号
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年
内閣府
財務省
告示第一号
経済産業省

）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・
内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八
十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定
める事項（平成二十年
金融
財務省
告示第三号
経済産業省

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(別添様式第二号) 【(第一面) ～ (第六面) 略】 (第七面) (単位：百万円、%) CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果 【略】	(別添様式第二号) 【(第一面) ～ (第六面) 同左】 (第七面) (単位：百万円、%) CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果 【同左】
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 略] (第八面) w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント、250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。 [x～pp 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 同左] (第八面) w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。 [x～pp 同左]
CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート 【略】	CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート 【同左】
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～q 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～q 同左]

「 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 略]

(第八面の二)

(単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 略]

1 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。

[m~n 略]

。 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（同条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

「 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 同左]

(第八面の二)

(単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 同左]

1 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

[m~n 同左]

。 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q～t 略]

〔第九面〕～〔第三十八面〕 略

(別紙様式第三号)

〔第一面〕～〔第四面〕 略

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v 略]

w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント、250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

[x～pp 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

〔略〕

p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q～t 同左]

〔第九面〕～〔第三十八面〕 同左

(別紙様式第三号)

〔第一面〕～〔第四面〕 同左

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v 同左]

w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

[x～pp 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

〔同左〕

(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～q 略]	
r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示 <u>第五十三条第一項又は第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセント</u> のリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。） <u>並びに</u> 株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。	
[s～j] 略]	(第六面の二)
	(単位：百万円)
CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF	
[略]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～k 略]	
1 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。	
[m・n 略]	
o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一	

(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～q 同左]	r 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示 <u>第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセント</u> のリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。） <u>及び</u> 株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
[s～j] 同左]	(第六面の二)
	(単位：百万円)
CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF	
[同左]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～k 同左]	1 項番 5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る <u>額</u> を記載すること。
[m・n 同左]	
o 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一	

号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（同条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 略] 〔第七面〕～〔第三十面〕 略	号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 同左] 〔第七面〕～〔第三十面〕 同左
--	---

備考 表中の「」の記号は注記である。